

平成23年度土木工事共通仕様書 修正(新技術)

新条文(平成23年版)							新条文(平成23年版)修正								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	条文修正
1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	
1	1	1	1	0	1	1-1-1	適用	1	1	1	1	0	1	1-1-1	
1	1	1	12	0	1	1-1-12	調査・試験に対する協力	1	1	1	12	0	1	1-1-12	
1	1	1	12	6	1	6.NETIS	受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、次の各号に掲げる措置をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	12	6	1	6.NETIS	受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、次の各号に掲げる措置をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
1	1	1	12	6	1	(1)	受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について(平成22年2月5日、国官総第277号、国官技第286号)」、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について(平成22年2月5日、国官総第278号、国官技第287号、国官施第18号、国総施第260号)」による必要な措置をとるものとする。	1	1	1	12	6	1	(1)	受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について(平成22年2月5日、国官総第277号、国官技第286号)」、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について(平成22年2月5日、国官総第278号、国官技第287号、国官施第18号、国総施第260号)」による必要な措置をとるものとする。
1	1	1	12	6	3	(2)	受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の使用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。	1	1	1	12	6	3	(2)	受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の使用活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。
1	1	1	12	6	4	(3)	受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、公共工事等における新技術活用システム活用・評価申請書を発注者に提出し、確認・承諾を得なければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。	1	1	1	12	6	4	(3)	受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、公共工事等における新技術活用システム活用・評価申請書を発注者に提出し、確認・承諾を得なければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。

平成23年度土木工事共通仕様書 修正(工事費構成書)

現行条文（平成23年版）						修正									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	新条文
3	1	1	2	3	1	3. 工事費構成書	受注者は、請負代金額が1億円以上で、6ヵ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に発注者に対し、当該工事の工事費構成書の提出を求めることができる。また、発注者が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別および細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目または小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。	3	1	1	2	3	1	3. 工事費構成書	受注者は、請負代金額が1億円以上で、6ヵ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別および細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目または小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。
3	1	1	2	4	1	4. 工事費構成書の提出	発注者は、受注者から工事費構成書の提出を求められたときは、その日から14日以内に受注者に提出しなければならない。	3	1	1	2	4	1	4. 工事費構成書の提出	総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して受注者に提出しなければならない。

旧（平成 23 年度(前回)）表			新（平成 23 年度(今回)）表		
第 3 編土木工事共通編 2-3-31 現場塗装工 第 9 項			第 3 編土木工事共通編 2-3-31 現場塗装工 第 9 項		
表 2-9 塗装禁止条件			表 2-9 塗装禁止条件		
塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)	塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上	長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下
有機ジンクリッチプライマー 有機ジンクリッチペイント	10 以下	85 以上	有機ジンクリッチペイント	10 以下	85 以上
耐熱プライマー	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料（水中部用） エポキシ樹脂塗料（大気部用） 変性エポキシ樹脂塗料（水中部用） 変性エポキシ樹脂塗料（大気部用）	10 以下	85 以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料（水中部用）（低温用） エポキシ樹脂塗料（大気部用）（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料（水中部用）（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料（大気部用）（低温用）	5 以下 20 以上	85 以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10 以下	85 以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上
エポキシ MIO 塗料	10 以下	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※	10 以下、30 以上	85 以上
エポキシ MIO 塗料（低温用）	5 以下 20 以上	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上
エポキシ樹脂塗料中塗 ポリウレタン樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料用中塗	5 以下	85 以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上
ポリウレタン樹脂塗料上塗 ふっ素樹脂塗料用上塗	0 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上
長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗	5 以下	85 以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上
ガラスフレーク含有塗料用（エポキシ樹脂） ガラスフレーク含有塗料用（ビニルエステル樹脂）	5 以下	85 以上			
ガラス繊維強化プラスチック（FRP）	5 以下	85 以上			
超厚膜形エポキシ	10 以下	85 以上			
耐熱アルミニウム塗料 アルミニウム塗料	5 以下	85 以上			
シリコン系耐熱塗料	5 以下	85 以上			
シリコン系汚熱塗料	5 以下	85 以上			

注) ※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。

旧（平成 23 年度(前回)）表			新（平成 23 年度(今回)）表		
第 3 編土木工事共通編 2-12-11 工場塗装工 第 3 項			第 3 編土木工事共通編 2-12-11 工場塗装工 第 3 項		
表 2-59 塗装禁止条件			表 2-59 塗装禁止条件		
塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)	塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上	長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下
有機ジンクリッチプライマー 有機ジンクリッチペイント	10 以下	85 以上	有機ジンクリッチペイント	10 以下	85 以上
耐熱プライマー	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料 (水中部用) エポキシ樹脂塗料 (大気部用) 変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用) 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用)	10 以下	85 以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料 (水中部用) (低温用) エポキシ樹脂塗料 (大気部用) (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用) (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用) (低温用)	5 以下 20 以上	85 以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10 以下	85 以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下、20 以上	85 以上
エポキシ MIO 塗料	10 以下	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※	10 以下、30 以上	85 以上
エポキシ MIO 塗料 (低温用)	5 以下 20 以上	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5 以下、20 以上	85 以上
エポキシ樹脂塗料中塗 ポリウレタン樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料用中塗	5 以下	85 以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上
ポリウレタン樹脂塗料上塗 ふっ素樹脂塗料用上塗	0 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上
長油性フタル酸樹脂塗中塗・上塗	5 以下	85 以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上
ガラスフレーク含有塗料用 (エポキシ樹脂) ガラスフレーク含有塗料用 (ビニルエステル樹脂)	5 以下	85 以上			
ガラス繊維強化プラスチック (FRP)	5 以下	85 以上			
超厚膜形エポキシ	10 以下	85 以上			
耐熱アルミニウム塗料 アルミニウム塗料	5 以下	85 以上			
シリコン系耐熱塗料	5 以下	85 以上			
シリコン系汚熱塗料	5 以下	85 以上			

注) ※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。

土木工事特記仕様書 (H23年度版)

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

第1節 総 則

特仕 1-1-3 設計図書の照査等

2. 工事管理連絡会の開催工事

受注者は、設計図書において「工事管理連絡会」の開催工事であることを明示された場合は、当該工事の施工業者、その設計を担当したコンサルタント、関係の測量・地質調査を担当した業者並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事管理連絡会」を必要な時期に開催し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の確認、その実施者、負担者を明確にするものとする。

受注者は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により設計照査等を実施し、現場不一致及び設計意図等（構造物等）を確認する必要がある場合は、書面により発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請するものとする。また、発注者が受注者に設計意図を伝達する必要があると判断した場合は、発注者の発議により開催する場合がある。

特仕 1-1-26 工事中の安全確保

12. 定期安全研修・訓練等

受注者は「共仕」第1編1-1-26 工事中の安全確保の8項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成し**施工計画書**へ記載しなければならない。

(1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画

(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。

- 1) 月1回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目
- 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法
- 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法
- 4) KY及び新規入場者教育の方法
- 5) 場内整理整頓の実施

特仕 1-1-30 環境対策

2. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、「共仕」1-1-30環境対策8項の協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。

- ① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。
- ② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。

低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況等を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに**提示**するものとする。

第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

第3節 レディーミクストコンクリート

特仕 3-3-2 工場の選定

No	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm ²	スラ ンプ cm	粗骨材 の最大 寸 法 mm	セメン トの種 類	単位セ メント 量 kg	空気量 %	JIS 規 格 の有無	備 考
1	PC横桁・PC桁間 コンクリート・ PCホーロースラブ	普通	30	8	25	N	-	4.5	○	

(修正) 土木工事特記仕様書 (H23年度版)

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

第1節 総 則

特仕 1-1-3 設計図書の照査等

2. 「現場推進会議」の開催工事

受注者は、設計図書において、「現場推進会議」の開催工事であることを明示された場合は、受注者・設計者・発注者の三者が一同に会し、設計意図、施工に関する課題及びリスクを洗い出し、それらの考え方や方針を共有することにより意志決定の迅速化を図り、生産性を向上させることを目的とした「現場推進会議」を設計図書の照査後を目途に開催する。

但し、状況によっては設計照査前も可能とするものとし、総括監督員の判断で、複数回開催することは妨げない。

なお、受注者発議により開催することができる。

特仕 1-1-26 工事中の安全確保

12. 定期安全研修・訓練等

受注者は「共仕」第1編1-1-26 工事中の安全確保の8項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成し**施工計画書**へ記載しなければならない。

(1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画

(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。

- 1) 安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目
- 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法
- 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法
- 4) KY及び新規入場者教育の方法
- 5) 場内整理整頓の実施

特仕 1-1-30 環境対策

2. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、「共仕」1-1-30環境対策8項の協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。

- ① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。
- ② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。

低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況**及びシールを写真撮影したもの**を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに**提示**するものとする。

第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

第3節 レディーミクストコンクリート

特仕 3-3-2 工場の選定

No	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm ²	スラ ンプ cm	粗骨材 の最大 寸 法 mm	セメン トの種 類	単位セ メント 量 kg	空気量 %	JIS 規 格 の有無	備 考
1	PC横桁・PC桁間 コンクリート・ PCホーロースラブ	普通	30	8	25	N	-	4.5	○	

表3-1 配合表

	の間隔									
2	PCスラブ桁の間詰	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
3	PCボステン主桁	"	40	8	25	H	-	4.5	○	
4	合成床版	"	30	8	25	N	-	4.5	○	
5	非合成床版、RC床版 (鉄筋コンクリート) 側溝蓋	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
6	(鉄筋コンクリート) 地覆・壁高欄	"	24	8	25	BB	-	4.5	○	
7	場所打杭 水中：ペノト杭 リバース杭	"	30	15	25	"	350 以上	4.5	○	
8	場所打杭 大気中：深礎工	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
9	トンネル覆工用 (機械打設)	"	18	15	40	"	-	4.5	○	(単位セメント量 270以上)
10	トンネル施工用 (インパット打設)	"	18	8	40	"	-	4.5	○	(単位セメント量 240以上) (側溝導坑の一次覆工 含む)
11	(鉄筋コンクリート) 水門・排水機場(土 屋を除く)・堰 (鉄筋コンクリート) 橋台・橋脚・面堰類 ・鉄筋コンクリート 擁壁・橋門・樋管	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
12	河川護岸及び砂防護 岸に使用する石積 (張) 胴裏込	"	18	8	25	"	-	4.5	○	
13	厚16cm未満の側溝・ 集水溝・石積(張) 胴裏込・管渠	"	18	8	25	"	-	4.5	○	
14	重力擁壁・モタレ擁 壁	"	18	8	40	"	-	4.5	○	
15	石積・ストンガード ・標識及び照明灯基 礎・厚16cm以上の側 溝等	"	18	8	40	"	-	4.5	○	
16	重力式橋台	"	21	8	40	"	-	4.5	○	
17	均しコンクリート	"	18	8	40	"	-	4.5	○	
18	セメントコンクリー ト舗装	舗装 (曲げ 強度) 4.5		2.5	40	N	-	4.5	○	(単位セメント量 280~350)
19	(河川) 護岸基礎・ 根固ブロック・護岸 コンクリート張(平 場)・堰(無筋)	普通	18	5	40	BB	-	4.5	○	
20	(河川) 護岸コンク リート張(法面)	普通	18	3	40	"	-	4.5	-	
21	(河川・海岸) 護岸 均しコンクリート	"	-	3	25	"	170 以上	-	-	
22	(海岸) 波返し・表 法張・基礎	"	24	8	40	"	-	4.5	○	
23	(海岸) 無筋コンク リート擁壁	"	24	8	40	"	-	4.5	○	
24	(海岸) 根固ブロック 10t以上	"	24	5	80	"	-	(4.0)	-	
25	(砂防) 主副堰堤・ 側壁(砂防)10t 以上の根固ブロック	"	18	5	80	"	-	4.0	-	現場配合の場合は設 計図書に示す
26	(砂防) 堤冠(膠石 コンクリート)	"	-	-	80	"	600 以上	-	-	水セメント比は(34) 程度とする
27	(砂防) 堤冠(富配 合コンクリート)	"	-	5	80	"	300 以上	4.0	-	水セメント比は(40) 程度とする 現場配合の場合は設 計図書に示す
28	(砂防) 渓流保全工・護 岸・(砂防)10t未 満根固ブロック	"	18	5	40	"	-	4.5	○	現場配合の場合は設 計図書に示す

表3-1 配合表

	の間隔									
2	PCスラブ桁の間詰	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
3	PCボステン主桁	"	40	8	25	H	-	4.5	○	
4	合成床版	"	30	8	25	N	-	4.5	○	
5	非合成床版、RC床版 (鉄筋コンクリート) 側溝蓋	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
6	(鉄筋コンクリート) 地覆・壁高欄	"	24	8	25	BB	-	4.5	○	
7	場所打杭 水中：ペノト杭 リバース杭	"	30	15	25	"	350 以上	4.5	○	
8	場所打杭 大気中：深礎工	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
9	トンネル覆工用 (機械打設)	"	18	15	40	"	-	4.5	○	(単位セメント量 270以上)
10	トンネル施工用 (インパット打設)	"	18	8	40	"	-	4.5	○	(単位セメント量 240以上) (側溝導坑の一次覆工 含む)
11	(鉄筋コンクリート) 水門・排水機場(土 屋を除く)・堰 (鉄筋コンクリート) 橋台・橋脚・面堰類 ・鉄筋コンクリート 擁壁・橋門・樋管	"	24	8	25	"	-	4.5	○	
12	河川護岸及び砂防護 岸に使用する石積 (張) 胴裏込	"	18	8	25	"	-	4.5	○	
13	厚16cm未満の側溝・ 集水溝・石積(張) 胴裏込・管渠	"	18	8	25	"	-	4.5	○	
14	重力擁壁・モタレ擁 壁	"	18	8	40	"	-	4.5	○	
15	石積・ストンガード ・標識及び照明灯基 礎・厚16cm以上の側 溝等	"	18	8	40	"	-	4.5	○	
16	重力式橋台	"	21	8	40	"	-	4.5	○	
17	均しコンクリート	"	18	8	40	"	-	4.5	○	
18	セメントコンクリー ト舗装	舗装 (曲げ 強度) 4.5		2.5	40	N	-	4.5	○	(単位セメント量 280~350)
19	(河川) 護岸基礎・ 根固ブロック・護岸 コンクリート張(平 場)・堰(無筋)	普通	18	5	40	BB	-	4.5	○	
20	(河川) 護岸コンク リート張(法面)	普通	18	3	40	"	-	4.5	-	
21	(河川・海岸) 護岸 均しコンクリート	"	-	3	25	"	170 以上	-	-	
22	(海岸) 波返し・表 法張・基礎	"	24	8	40	"	-	4.5	○	
23	(海岸) 無筋コンク リート擁壁	"	24	8	40	"	-	4.5	○	
24	(海岸) 根固ブロック 10t以上	"	24	5	80	"	-	(4.0)	-	
25	(砂防) 主副堰堤・ 側壁(砂防)10t 以上の根固ブロック	"	18	5	80	"	-	4.0	-	現場配合の場合は設 計図書に示す
26	(砂防) 堤冠(膠石 コンクリート)	"	-	-	80	"	600 以上	-	-	水セメント比は(34) 程度とする
27	(砂防) 堤冠(富配 合コンクリート)	"	-	5	80	"	300 以上	4.0	-	水セメント比は(40) 程度とする 現場配合の場合は設 計図書に示す
28	(砂防) 渓流保全工・護 岸・(砂防)10t未 満根固ブロック	"	18	5	40	"	-	4.5	○	現場配合の場合は設 計図書に示す

第 8 編 砂 防 編
第 1 章 砂 防 堰 堤

第 8 節 コンクリート堰堤工

特仕 1-8-9 残存型枠（砂防工）

2. 残存型枠（外壁兼用型）工

(1) 一般事項

1) 残存型枠工（外壁兼用型）とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。

2) 残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠は、下記のとおりとする。

①残存型枠（外壁兼用型）とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。

②残存化粧型枠（外壁兼用型）とは、残存型枠（外壁兼用型）のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

(2) 材料

受注者は、残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠について、下表 1-1 に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けるものとする。

表 1-1 残存型枠（外壁兼用型）の規格

項目	内容	摘要
質量	残存型枠（外壁兼用型） 60Kg/枚以下 残存化粧型枠（外壁兼用型） 110Kg/枚以下	
主要材料	1) モルタル及びコンクリート 「共仕」第 8 編 1-8-4 の本体コンクリートの品質を損うものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品質 証明書
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の 証明書又は公的 機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること。 2) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

(3) 施工

- 1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- 2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- 3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、**構造物内部及び型枠裏面に十分に**コンクリートがまわり込むように締固めなければならない。
- 4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。

第 8 編 砂 防 編
第 1 章 砂 防 堰 堤

第 8 節 コンクリート堰堤工

特仕 1-8-9 残存型枠（砂防工）

2. 残存型枠（外壁兼用型）工

(1) 一般事項

1) 残存型枠工（外壁兼用型）とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。

2) 残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠は、下記のとおりとする。

①残存型枠（外壁兼用型）とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。

②残存化粧型枠（外壁兼用型）とは、残存型枠（外壁兼用型）のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

(2) 材料

受注者は、残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠について、下表 1-1 に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けるものとする。

表 1-1 残存型枠（外壁兼用型）の規格

項目	内容	摘要
主要材料	1) モルタル及びコンクリート 「共仕」第 8 編 1-8-4 の本体コンクリートの品質を損うものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、 必要な防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格 証明書
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の 証明書又は公的 機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること。 2) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

(3) 施工

- 1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- 2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- 3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、コンクリートが**十分に**まわり込むように締固めなければならない。
- 4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。

また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

第 10 編 道路 編
第 4 章 鋼橋 上部

第 5 節 鋼橋架設工

特仕 4-5-10 支承工

支承に使用する無収縮モルタルの配合は表 4-8 のとおりとする。

表 4-8 無収縮モルタルの配合 (1 m³当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
無収縮材	セメント系 プレミックスタイプ	kg	1,875
水		ℓ	(338)

(注) 上表にはロスを含む

なお、無収縮モルタルの品質規格の参考値を表 4-9 に示す。

表 4-9 無収縮モルタルの品質規格(参考値)

項 目	規 格	試 験 方 法
コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8±2秒	J ₁₄ ロート試験
ブリージング	混りませ2時間後	JIS A 1123
凝 結 時 間	始発：1時間以上 終結：10時間以内	ASTM C 403
膨 張 収 縮 率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨脹材を用いた充填 モルタルの施工要領」付属書
圧 縮 強 度	材令3日：25N/mm ² 以上 材令28日：44N/mm ² 以上	JIS A 1108 供試体 径5cm 高さ10cm

第 5 章 コンクリート橋上部

第 5 節 PC橋工

特仕 5-5-6 支承工

1. ゴム支承の材料

ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。

また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

第 10 編 道路 編
第 4 章 鋼橋 上部

第 5 節 鋼橋架設工

特仕 4-5-10 支承工

1. 品質の確認

受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。

2. 無収縮モルタルの配合

支承に使用する無収縮モルタルの配合は表 4-8 のとおりとする。

表 4-8 無収縮モルタルの配合 (1 m³当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
無収縮材	セメント系 プレミックスタイプ	kg	1,875
水		ℓ	(338)

(注) 上表にはロスを含む

なお、無収縮モルタルの品質規格の参考値を表 4-9 に示す。

4-9 無収縮モルタルの品質規格(参考値)

項 目	規 格	試 験 方 法
コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8±2秒	J ₁₄ ロート試験
ブリージング	混りませ2時間後	JIS A 1123
凝 結 時 間	始発：1時間以上 終結：10時間以内	ASTM C 403
膨 張 収 縮 率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨脹材を用いた充填 モルタルの施工要領」付属書
圧 縮 強 度	材令3日：25N/mm ² 以上 材令28日：44N/mm ² 以上	JIS A 1108 供試体 径5cm 高さ10cm

第 5 章 コンクリート橋上部

第 5 節 PC橋工

特仕 5-5-6 支承工

1. 品質の確認

受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の

2. 製造会社名

受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。

3. 無収縮モルタルの適用規定

無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

第6節 プレビーム桁橋工

特仕5-6-3 支承工

1. ゴム支承の材料

ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。

2. 製造会社名

受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。

3. 無収縮モルタルの適用規定

無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

第7節 PCホロースラブ橋工

特仕5-7-3 支承工

1. ゴム支承の材料

ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。

2. 製造会社名

受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。

3. 無収縮モルタルの適用規定

無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

第8節 RCホロースラブ橋工

特仕5-8-3 支承工

1. ゴム支承の材料

ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。

2. 製造会社名

受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。

3. 無収縮モルタルの適用規定

無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

第10節 PC箱桁橋工

特仕5-10-3 支承工

1. ゴム支承の材料

ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。

2. 製造会社名

受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。

3. 無収縮モルタルの適用規定

無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

第11節 PC片持箱桁橋工

特仕5-11-3 支承工

1. ゴム支承の材料

ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。

施工要領書を監督職員に提出するものとする。

2. 無収縮モルタルの適用規定

無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工第2項の規定によるものとする。

第6節 プレビーム桁橋工

特仕5-6-3 支承工

1. 品質の確認

受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。

2. 無収縮モルタルの適用規定

無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工第2項の規定によるものとする。

第7節 PCホロースラブ橋工

特仕5-7-3 支承工

1. 品質の確認

受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。

2. 無収縮モルタルの適用規定

無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工第2項の規定によるものとする。

第8節 RCホロースラブ橋工

特仕5-8-3 支承工

1. 品質の確認

受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。

2. 無収縮モルタルの適用規定

無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工第2項の規定によるものとする。

第10節 PC箱桁橋工

特仕5-10-3 支承工

1. 品質の確認

受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の施工要領書を監督職員に提出するものとする。

2. 無収縮モルタルの適用規定

無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工第2項の規定によるものとする。

第11節 PC片持箱桁橋工

特仕5-11-3 支承工

1. 品質の確認

受注者は、支承の品質管理の方法を施工計画書に記載するとともに、支承製作時の

2. 製造会社名

受注者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。

3. 無収縮モルタルの適用規定

無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。

施工要領書を監督職員に提出するものとする。

2. 無収縮モルタルの適用規定

無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工第2項の規定によるものとする。